

入札説明書

PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札の公告（令和2年10月2日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入（単価契約）

(1) 青森県が取得する物品（以下「供給物品」という。）

ア 名称及び予定数量

| | |
|-----------------------|---------|
| ① PPC用紙 A4（1箱2,500枚入） | 21,180箱 |
| ② PPC用紙 A3（1箱1,500枚入） | 1,070箱 |
| ③ PPC用紙 B4（1箱2,500枚入） | 1,490箱 |
| ④ PPC用紙 B5（1箱2,500枚入） | 170箱 |

※ 上記①から④までごとにそれぞれの入札とする。

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 供給期間

令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

(3) 納入場所

発注を行う際に、納入場所として次のいずれかを指定する。

- ・ 出納局会計管理課物品調達グループ
- ・ 契約書案に添付の別表1「納入機関一覧」における現地納品欄及び別表2の「発注機関一覧」の基本欄が①となっている依頼機関等及び公所等
- ・ 契約書案に添付の別表1「納入機関一覧」における現地納品欄及び別表2の「発注機関一覧」の基本欄又は外欄が1となっているものの中で、発注者との協議の結果、落札者が契約書に定める単価で納品が可能な公所等として現地納品欄及び外欄の1を○で囲んだ機関

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9078（担当 荒川）

FAX 017-734-8016

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年11月13日 午前10時30分
- (2) 場所 青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

5 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和2年5月18日青森県告示第412号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 供給物品について、供給体制が整備されていることを証明した者であること。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、申請書及び調書等には、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

- ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 1部
- イ 供給物品の供給体制に関する調書（別紙様式2） 1部
- ウ 供給物品の品質に関する調書（別紙様式3） 1部

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和2年10月26日午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ(会計管理課分室)

TEL 017-734-9078(担当 荒川)

FAX 017-734-8016

8 落札対象

供給物品に要求する品質が満たされていると判断した7の(1)ウの供給物品の品質に関する調書に基づく入札書のみを落札対象とする。

9 入札価格等

(1) 入札書

入札書は、別添の入札書用紙(別紙様式4)を使用するものとするが、供給物品のうち入札を希望しないものについては入札金額欄に金額を記入しないものとする。

(2) 入札価格

入札書に記載する金額は、2の(1)のアに掲げる①から④までの供給物品のそれぞれ一箱あたりの単価とし、小数点第2位まで記載することができる。

(3) 入札書の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てて小数点第2位までにした金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日及び入札価格を記載し、納入する製品名を記入の上、入札者の住所及び氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印(外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名)しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名(法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印しなければならない。

10 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式5）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（「PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札」）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「令和2年11月13日入開札、「PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札」入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により令和2年11月12日17時まで提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックス、Eメールによる入札は、認めないものとする。

11 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

12 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 落札者の決定方法

- (1) 8により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。また、1回目の入札に参加しなかった者は、2回目以降の入札には参加できないものとする。

- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。
- (4) 3回目の入札に付し、落札者がいないときは、最低価格の入札者との随意契約により契約を締結する。

16 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

17 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

18 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が6に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書（案） 別紙のとおり
- (4) 落札後の納入機関及び発注機関の決定
納入機関及び発注機関は次のとおりとし、落札者と協議の上決定するものとする。
 - ・ 出納局会計管理課物品調達グループ
 - ・ 契約書案に添付の別表1「納入機関一覧」における現地納品欄及び別表2の「発注機関一覧」の基本欄が①となっている依頼機関等及び公所等
 - ・ 契約書案に添付の別表1「納入機関一覧」における現地納品欄及び別表2の「発注機関一覧」の基本欄又は外欄が1となっているものの中で、発注者との協議の結果、落札者が契約書に定める単価で納品が可能な公所等として現地納品欄及び外欄の1を○で囲んだ機関

19 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書に定めるところにより行うものとする。

20 契約代金の支払方法

契約代金は、上記19の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

21 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則別記の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

(別紙)

仕 様 書

| 品名 | 規格 | |
|---------|----------------------------|--|
| | サイズ、入数 | 品質 |
| P P C用紙 | J I S規格 A 4 (1箱2,500枚入) | ・ T目 (縦目) 用紙である。 ・ 坪量が64g/m ² 以上68g/m ² 未満。 ・ pH値7.0~9.0の中性紙。 ・ 両面コピー対応品。 ・ 断裁方式がロータリーカット方式である。 ・ 紙粉の除去処理が行われている。 ・ 表裏に静電気防止加工が行われている。 ・ 白色度が70%程度である。 ・ 「令和2年度青森県環境物品等調達方針」 に定める基準を満たしている。 |
| | J I S規格 A 3 (1箱1,500枚入) | |
| | J I S規格 B 4 (1箱2,500枚入) | |
| | J I S規格 B 5 (1箱2,500枚入) | |

参考：

「令和2年度青森県環境物品等調達方針」のURL

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/greenkonyu.html>)

注) 本件P P C用紙は、P P C複写機 (モノクロ、カラー)、各種プリンタ (モノクロ、カラー)、軽印刷機、ファクシミリ等で使用するものであり、仕様を満たしていても、各種機器との相性により過去に紙詰まり等が多発した製品は認めない場合がある。

最終仕様書確認



別表 1

本庁・青森地区

指定物品に係る調達機関（出納局会計管理課物品調達グループ）

指定物品の納入機関一覧

指定物品の納入場所は、特に指定のない場合、調達機関とする。

ただし、協議により以下の機関を納入場所に指定することがある。

| 依頼機関名 | 下部機関等名 | 入居庁舎 | 住所 | 現地納品 |
|-----------------|---------------|----------------|----------------------------------|------|
| 人事課 | 研修・人材育成グループ | 自治研修所 | 青森市東造道 1-2-1 | ① |
| 商工政策課 | 計量検定グループ | | 青森市第二問屋町 4-11-6 | ① |
| 労政・能力開発課 | 産業人財確保支援グループ | あおもり人財確保支援センター | 青森市安方 1丁目 1-40 青森県観光物産館アスパム 7 | ① |
| 防災危機管理課 | 防災航空グループ | 防災航空センター | 青森市大字大谷字山ノ内 6-128 | 1 |
| 東青地域県民局 地域連携部 | | | 青森市長島 2-10-3 青森フコク生命ビル | ① |
| 東青地域県民局 地域健康福祉部 | 福祉総室 | | 青森市長島 2-10-3 青森フコク生命ビル | ① |
| | 保健総室 | | 青森市第二問屋町 4-11-6 | ① |
| | こども相談総室 | | 青森市石江字江渡 5-1 | ① |
| 東青地域県民局 地域農林水産部 | | | 青森市長島 2-10-3 青森フコク生命ビル | ① |
| | 青森家畜保健衛生所 | | 青森市合子沢松森 395-26 | ① |
| | 青森地方水産業改良普及所 | | 青森市港町 2-22-4 東青地方漁港漁場整備事務所 | ① |
| | 東青地方漁港漁場整備事務所 | | 青森市港町 2-22-4 | ① |
| 青森県警察本部 | 機動捜査隊 | | 青森市港町 2-26-29 | ① |
| | 運転免許課 | | 青森市三内字丸山 198-4 | ① |
| | 交通機動隊 | | 青森市三内字丸山 198-4 | ① |
| | 高速道路交通警察隊 | | 青森市岩渡字熊沢 250-259 | ① |
| | 機動隊 | | 青森市大字新城字天田内 130-3 | ① |
| 人事委員会事務局 | | | 青森市新町 2-2-11 | ① |
| 労働委員会事務局 | | | 東奥日報新町ビル | ① |
| 監査委員事務局 | | | | ① |

※上記調達機関から発注される物品を指定物品という。

別表 2

本庁・青森地区

発注機関一覧

| 公所等名 | 下部機関等名 | 入居庁舎 | 住所 | 基本 | 外 |
|------------------|---------|------|-----------------|----|---|
| 東青地域県民局 地域整備部 | | | 青森市幸畑唐崎76-4 | ① | |
| | 駒込ダム建設所 | | 青森市中央3-20-1 | ① | |
| | 青森港管理所 | | 青森市本町4-5-5 | ① | |
| 青森県環境保健センター | | | 青森市東造道1-1-1 | ① | |
| 青森県動物愛護センター | | | 青森市宮田玉水119-1 | | 1 |
| 青森県女性相談所 | | | 青森市石江江渡5-1 | ① | |
| 青森県立子ども自立センターみらい | | | 青森市合子沢松森265 | | 1 |
| 青森県立あすなろ療育福祉センター | | | 青森市石江江渡101 | ① | |
| 青森県立精神保健福祉センター | | | 青森市三内沢部353-92 | | 1 |
| 青森県立青森高等技術専門学校 | | | 青森市野尻今田43-1 | ① | |
| 青森県病害虫防除所 | | | 青森市第二間屋町4-11-6 | ① | |
| 青森空港管理事務所 | | | 青森市大谷小谷1-5 | | 1 |
| 青森県消防学校 | | | 青森市新城天田内183-3 | ① | |
| 青森県立美術館 | | | 青森市安田字近野185 | ① | |
| 青森県埋蔵文化財調査センター | | | 青森市新城天田内152-15 | ① | |
| 青森県総合学校教育センター | | | 青森市大矢沢野田80-2 | ① | |
| 青森県立図書館 | | | 青森市荒川藤戸119-7 | ① | |
| 青森県総合社会教育センター | | | 青森市荒川藤戸119-7 | ① | |
| 三内丸山遺跡センター | | | 青森市三内丸山305 | ① | |
| 青森県立青森高等学校 | | | 青森市桜川8-1-2 | ① | |
| 青森県立青森西高等学校 | | | 青森市新城平岡266-20 | ① | |
| 青森県立青森東高等学校 | | | 青森市原別3-1-1 | ① | |
| 青森県立青森東高等学校 | 平内校舎 | | 平内町小湊新道46-26 | | 1 |
| 青森県立青森北高等学校 | | | 青森市羽白富田80-7 | | 1 |
| 青森県立青森北高等学校 | 今別校舎 | | 今別町今別西田258 | | 1 |
| 青森県立青森南高等学校 | | | 青森市西大野2-12-40 | ① | |
| 青森県立青森中央高等学校 | | | 青森市東大野1-22-1 | ① | |
| 青森県立浪岡高等学校 | | | 青森市浪岡浪岡稲村101-2 | | 1 |
| 青森県立青森工業高等学校 | | | 青森市馬屋尻清水流204-1 | | 1 |
| 青森県立青森商業高等学校 | | | 青森市戸山安原7-1 | ① | |
| 青森県立北斗高等学校 | | | 青森市松原2-1-24 | ① | |
| 青森県立盲学校 | | | 青森市矢田前浅井24-2 | ① | |
| 青森県立青森聾学校 | | | 青森市安田稲森125-1 | ① | |
| 青森県立青森第一養護学校 | | | 青森市石江江渡101-1 | ① | |
| 青森県立青森第二養護学校 | | | 青森市戸山宮崎56 | ① | |
| 青森県立青森若葉養護学校 | | | 青森市東造道1-7-1 | ① | |
| 青森県立青森第一高等養護学校 | | | 青森市西田沢浜田368 | | 1 |
| 青森県立青森第二高等養護学校 | | | 青森市戸山宮崎22-2 | ① | |
| 青森県立浪岡養護学校 | | | 青森市浪岡女鹿沢平野215-6 | | 1 |
| 青森県警察学校 | | | 青森市新城天田内130-5 | ① | |
| 青森警察署 | | | 青森市安方2-15-9 | ① | |
| 青森南警察署 | | | 青森市浪岡大字浪岡琳城87-1 | | 1 |
| 外ヶ浜警察署 | | | 外ヶ浜町蟹田中師苗代沢3 | | 1 |

※上記公所等から発注される物品を指定単価物品という。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

担当者氏名 ㊟

連絡先

電話番号

ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札
- 2 入開札日 令和2年11月13日
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
1部
 - (2) 供給物品の供給体制に関する調書 1部
 - (3) 供給物品の品質に関する調書 1部

(別紙様式2)

供給物品の供給体制に関する調書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（令和2年10月2日付け公告）に係る供給体制の状況は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札
- 2 入札日時 令和2年11月13日 午前10時30分
- 3 物品の供給拠点

| | |
|---------|--|
| 名 称 | |
| 住所又は所在地 | |
| 電 話 番 号 | |
| ファックス番号 | |
| 入札者との関係 | |

注) 物品の供給を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(別紙様式3)

供給物品の品質に関する調書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（令和2年10月2日付け公告）に係る供給物品の内容は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札
- 2 入札日時 令和2年11月13日 午前10時30分
- 3 供給物品の内容

| | |
|-------------|--|
| 製造元の名称 | |
| 製造元の住所又は所在地 | |
| 供給物品の名称（A4） | |
| 供給物品の名称（A3） | |
| 供給物品の名称（B4） | |
| 供給物品の名称（B5） | |

注）仕様書の規格を満たしていることが確認できる供給物品の製造元が過去6ヶ月以内に発行した品質試験表等（原本に限る。）を添付する。（但し、仕様書の規格を満たしていることが製造元のホームページ等で容易に確認できる場合、その写しを添付すれば、品質試験表等の添付を省略できる。）

(別紙様式4)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

入 札 書

(単価契約物品内訳)

(単位:円)

| No. | 名 称 | 規 格 | 納入する製品名 | 予定数量 | 入札金額 (1箱あたりの単価) |
|-----|-----------|---------------------------|---------|----------|--------------------|
| 1 | PPC用紙(A4) | 仕様書のとおり。 (1箱 2,500 枚入) | | 21,180 箱 | |
| 2 | PPC用紙(A3) | 仕様書のとおり。 (1箱 1,500 枚入) | | 1,070 箱 | |
| 3 | PPC用紙(B4) | 仕様書のとおり。 (1箱 2,500 枚入) | | 1,490 箱 | |
| 4 | PPC用紙(B5) | 仕様書のとおり。 (1箱 2,500 枚入) | | 170 箱 | |

(注意)

- ・入札金額は、1箱あたりの単価とし、消費税及び地方消費税相当額を加算しない額を小数点第2位まで記載することができる。
- ・見積もる契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てて小数点第2位までにした金額)である。

(別紙様式5)

委 任 状

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 令和2年11月13日

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎南棟1階会計管理課入札室

物品供給契約書(案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる指定物品又は指定単価物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

| 物品調達コード | 品名 | 規格 | 単位 | 単価 | 摘要 |
|---------|--------|----|----|----|----|
| | 別紙のとおり | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(供給期間)

第2条 供給期間は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、供給物品が指定物品の場合にあっては、毎週水曜日及び金曜日（その日が閉庁日である場合にあっては、その翌開庁日）に、発注の有無を確認し物品納入管理票を受領するため、別表1に定める調達機関（県庁舎南棟1階）に来なければならない。

2 受注者は、前項の規定により受領した物品納入管理票により供給物品を納入しなければならない。

3 受注者は、供給物品が指定単価物品の場合にあっては、別表2に定める発注機関から発せられる物品発注書・納品書（別紙様式）に基づき、合意した納入期限までに指定された納入場所に、当該物品発注書・納品書を添えて供給物品を納入しなければならない。

4 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、原則として、その日時を発注機関に通知しなければならない。

(検査)

第4条 発注者は、供給物品の納入の都度、その納入場所において、受注者の立会いの上、供給物品の検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

3 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 供給物品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第6条 受注者は、納入した供給物品の代金を、供給物品を納入した日から10日以内に、請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受領した日から起算して15日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第7条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

(1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続き開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

(違約金)

第9条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分に係る代金の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第10条 発注者は、第8条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

発注者 青森県知事 三村申吾

(物品供給契約書第1条関係別紙)

| 物品調達 コード | 品名 | 規格 | 単位 | 単価 | 摘要 |
|-------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(別紙様式)

| | | | | | | | |
|--------------------------|--|---|-----|---------|-------|----------|--|
| 物 品 発 注 書 ・ 納 品 書 | | | | | | | |
| 受 注 者 | | 様 | | | | | |
| 発 注 物 品 内 訳 | | | | | | | |
| 物品調達コード | 名 称 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 発 注 金 額 | | | | 円 | | | |
| 納入予定月日 | | 納入場所 | | | | | |
| 発注 | 上記のとおり発注します。 年 月 日 発注機関 青森県○○○○○○○ TEL: FAX: | | | | 責 任 者 | 担 当 者 | |
| | | | | | | | |
| 納品 | 上記のとおり納品します。 年 月 日 受注者 TEL: FAX: | | | | | | |
| 発注書受領記録 | | 検 査 | | 納品書受領記録 | | 供用物品受領記録 | |
| | | 1 受注者が本書を受け取ったときは、左の発注書受領記録欄に受領した日の日付、担当者名等を記録してください。(スタンプ印等で差し支えないものです。) | | | | | |
| | | 2 納品の際は、納入現品に本書を添付してください。 | | | | | |
| | | Ⓜ | | | | Ⓜ | |
| | | Ⓜ | | | | | |

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 注2 県の機関が納品書として本書を受け取ったときは、納品書受領記録欄に收受日付印を押印する。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。